

教人第70-2号  
令和2年7月15日

各県立高等学校長 様

市町村支援部人権教育課長

埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査への  
周知及び協力について（依頼）

日頃より人権教育の推進について、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件について令和2年7月7日付け地ケ第181号にて、福祉部地域包括ケア課長から別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、委託業者より別途調査用紙が送付されますので、貴校第2学年生徒への実施と、保護者向け通知の配布に御配慮をお願いします。

なお、この調査は無記名かつ無理のない範囲での回答をお願いするものであり、個人が特定されないことがないような様式としています。各学校においても回収等に御配慮をお願いします。

担 当:企画・児童虐待対応支援担当 有賀
電 話:048-830-6892
FAX:048-830-4961
E-mail:a6890-04@pref.saitama.lg.jp

## 保護者の皆様

### 埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査へのご協力のお願い

埼玉県ケアラー支援条例が令和2年3月31日に公布・施行されました。

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方をいいます。そのうち、18歳未満の方をヤングケアラーといいます。

それらの方々には、様々な負担があります。それにも関わらず、社会的な認知度は高いとは言えず、悩みを抱えたまま生活している場合が少なくありません。

県は、このことを踏まえ、ケアラー、ヤングケアラーの方々にさらに支援していくためにこの計画（埼玉県ケアラー支援計画）を作ることにしました。

計画には、県や県民の方々がこれから取り組んでいくことを定めます。そのために、できる限り皆様のご意見を反映させたいと考え、ケアラー、ヤングケアラーの実態を把握すること等を目的として、県内の高校2年生を対象にこの調査を行うこととしました。

調査は無記名で行い、回答しなくても生徒のみなさんに不利益は全くありません。答えにくい質問は答えなくても構いません。無理のない範囲で回答するようお願いしています。

回収した調査票は厳重に保管し、集計後は速やかに破棄します。集計はデータを統計的に処理して行いますので、個人が特定されることはありません。ぜひ生徒のみなさんの調査へのご協力にご理解をお願いします。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

【出典 一般社団法人日本ケアラー連盟 一部抜粋】

設問数は19問で、所要時間はおよそ10～15分、主な質問項目は以下のとおりです。

- ・「ケア」の具体的イラスト（上の図を参照。抜粋）を見て、経験の有無を回答していただきます。（経験がない場合は、最後に周囲に気になる友人はいるかなどを自由記述で回答していただきます。）
- ・経験がある場合は、「ケア」の時期や時間など、その具体的内容について、また、行政などに希望するサポートについて、等を選択肢で回答していただきます。

（お問い合わせ先）

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

電話：048-830-3256 メール：a3250-03@pref.saitama.lg.jp

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1